

令和 7 年 11 月 18 日

一般社団法人栃木県建設業協会長 殿

栃木労働局長



令和 7 年度「年末年始無災害運動」の実施について（協力要請）

貴職におかれましては、日頃より、労働災害防止対策の推進に、特段の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記運動につきましては、年末年始の時期に多発傾向にある労働災害の防止を目的に、厚生労働省の後援のもと、中央労働災害防止協会の主唱により、令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 1 月 15 日を実施期間として展開されます。

栃木県内の労働災害（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）による休業 4 日以上死傷者数は、本年 10 月末現在で 1,630 人と前年同期よりも 18 人（1.1%）減少しているものの、多発傾向のまま横ばいに推移しています。また、死亡災害は、11 月 17 日時点において 15 人の尊い生命が失われており、特に、本年 8 月末日までに 12 人と前年同期より倍増していたことを受け、9 月 1 日から 12 月 31 日まで死亡災害多発警報を発令しています。

本年の死亡災害は、特に 60 歳以上の高年齢労働者における災害が半数を占めており、その内容も依然として在来型の災害が顕著にあるなど、十分な安全対策や確認が行われていなかったものが多数を占めています。一方、休業災害では、転倒や腰痛等、労働者の作業行動に起因する「行動災害」が全体の 4 割を占めており、特に、転倒は増加に歯止めがかからない状況であることから、本年度はより一層の取り組みを行う必要があります。

御承知のとおり、年末年始は慌ただしい時期であり、日常生活リズムも変わりやすく、産業の現場においては、年末の大掃除や機械設備の保守点検・突発的な作業、年始の機械設備の始動・調整作業など非定常作業が多くなることから、各事業場や職場では、労働災害とりわけ死亡災害等の重篤な災害の未然防止に向けて、特別な配慮が必要となります。

これから年末年始を中心に労働災害の増加が懸念されることから、死亡災害はもちろんのこと、これ以上の死傷災害を発生させないとの強い決意のもと、下記の期間、死亡労働災害の撲滅等を重点とした「年末年始無災害運動実施要綱」（別添）に基づく本運動を実施することとしました。

つきましては、貴団体におかれましても、以上の趣旨について御理解を賜り、傘下会員事業場等に対して、実施要綱の記の 7 の「事業者の実施事項」の積極的な取り組み展開に向けた周知を図っていただきますようお願いいたします。

なお、本要綱等については、当局ホームページにも掲載していることを申し添えます。

記

- 1 期間 令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 1 月 15 日まで
- 2 事業場の実施事項 別添、「年末年始無災害運動実施要綱」のとおり

栃建協

'07.11.25

第 650 号

「年末年始無災害運動」実施要綱

(令和7年12月1日～令和8年1月15日)



(栃木労働局HP)



1 趣旨

栃木県内の労働災害（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。）による休業4日以上死傷者数は、本年10月末現在で1,630人と前年同期よりも18人（1.1%）減少しているものの、多発傾向のまま横ばいで推移している。また、11月17日時点において労働災害により15人の尊い生命が失われており、本年8月末時点までに12人と倍増していたことを受け、9月1日から12月31日まで「死亡労働災害多発警報」を発令し、重大災害防止対策の徹底を呼び掛けている。

本年の死亡災害は、特に60歳以上の高齢労働者における災害が半数を占めており、その内容も依然として在来型の災害が顕著にあるなど、十分な安全対策や確認が行われていなかったものが多数を占めている。一方、休業災害では、転倒や腰痛・捻挫等、労働者の作業行動に起因する「行動災害」が全体の4割を占める状況にあり、これら行動災害を防止するために、より一層の取組を行う必要がある。

これから、年末年始のあわただしい期間に作業を進めていく中で、慣れない機械設備の保守点検・再稼働、はしご・脚立を使った掃除や飾りつけの作業等の非定常作業が増えるほか、物流等の増加に伴う交通事故や荷役作業時の事故、積雪や凍結による転倒等の危険が増すため、各事業場においては、非定常作業を含めた基本的な安全確認の徹底、作業開始前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、安全衛生保護具の点検の実施及び着用の徹底、長時間労働の防止を含めた労働者の健康状態の確認等に全員で取り組むことが一層重要となる。

これら状況を踏まえ、栃木労働局及び管下労働基準監督署が主唱し、年末年始における労働災害の防止、とりわけ死亡災害の撲滅を目的とした「**年末年始無災害運動**」を各労働災害防止団体等とともに実施する。

2 当局実施期間

令和7年12月1日から令和8年1月15日まで

3 運動スローガン

『「年末」感謝の総点検 「年始」も笑顔で 無事故の発進』

(中央労働災害防止協会 令和7年度 年末年始無災害運動標語)

4 労働災害防止の重点事項

- (1) 死亡災害及び身体に障害が生ずる重篤な災害の撲滅
- (2) 高年齢労働者における災害の防止
- (3) 「転倒」及び腰痛等の「動作の反動、無理な動作」による行動災害の防止
- (4) 高所作業における「墜落、転落」による災害の防止
- (5) 機械設備による「はさまれ・巻き込まれ」による災害の防止

5 栃木労働局の実施事項

- (1) 死亡災害多発警報による「高年齢労働者による災害防止対策」及び「墜落災害の防止対策」の推進
- (2) 行動災害防止対策として、栃木労働局「『ころばNice（ないっす）とちぎ』転倒予防体操」、「『痛みNice（ないっす）とちぎ』腰痛予防体操」、「Aない声かけ運動！」及び「STOP! “建設3大災害”」の展開
- (2) 災害防止団体等に対する啓発、広報の実施
- (3) 重点事項に係る指導啓発用チラシの作成・配布、広報の実施
- (4) 各種会合等における周知徹底
- (5) 栃木労働局ホームページによる周知

6 各労働基準監督署の実施事項

- (1) 管内の実情に合った無災害運動の展開
- (2) 栃木労働局長「死亡災害多発警報」での2つの重点対策（墜落災害対策、高年齢労働者対策）の推進
- (3) 栃木労働局独自運動「『ころばNice（ないっす）とちぎ』転倒予防体操」、「Aない声かけ運動！」及び「STOP! “建設3大災害”」の展開
- (3) 建設業に対する監督指導等の実施
- (4) 各種会報・機関紙等への掲載依頼
- (5) 各種会合・説明会等における本運動の趣旨の徹底
- (6) その他各署独自の推進運動

7 事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる「安全衛生方針」の決意表明
- (2) 栃木労働局長「死亡災害多発警報」での2つの重点対策（墜落災害対策、高年齢労働者対策）の推進

- (3) 栃木労働局独自運動「『ころばNice（ないっす）とちぎ』転倒予防体操」、「Aない声かけ運動！」及び「STOP！“建設3大災害”」の展開
- (4) 安全衛生パトロールの実施
- (5) 機械設備に係る一斉検査及び作業開始前点検の実施
- (6) 年末時期の大掃除等を契機とした5S（整理、整頓、清潔、清掃、しつけ）の徹底、及び脚立等からの墜落防止対策の徹底、掲示や旗の掲げ替え
- (7) 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- (8) KY（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- (9) 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- (10) 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- (11) 転倒、墜落・転落及びはさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- (12) 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- (13) 交通労働災害防止対策の推進
- (14) 働く全ての人が過重労働をしない・させない職場環境づくり
- (15) 高年齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣（睡眠、食事、運動等）に関する健康指導などの実施
- (16) 感染症防止対策の徹底
- (17) 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
- (18) 安全衛生旗の掲揚及び年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- (19) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

【参考資料等】※ ホームページに掲載しております。

- ・ 「死亡労働災害多発警報発令（栃木労働局長）」
- ・ 『ころばNice（ないっす）とちぎ』転倒予防体操
- ・ 『痛みNice（ないっす）とちぎ』腰痛予防体操
- ・ A（えー）ない声かけ運動！
- ・ 「ころばNiceシート、Aない声かけ運動シート」をダウンロードできます。
- ・ STOP！“建設3大災害”
- ・ エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）
- ・ はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！